

基本計画の策定について

本事業の目的及び概要について

1. 事業の目的

我が国を代表する歴史・文化資産である特別史跡平城宮跡について、一層の保存、活用を図るため、国営飛鳥歴史公園と一体の公園として、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）を整備する。

2. 事業の概要

(1) 名称

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（仮称）（国営飛鳥歴史公園を改称）
平城宮跡区域（仮称）

(2) 位置

奈良県奈良市

(3) 面積

約120ha

但し、国営公園事業で整備する区域は70haに限定する。

(4) 事業の方向性

特別史跡平城宮跡は、文化財保護の観点から、公有地化、発掘調査・研究、朱雀門等の建物復原を含む各種整備が行われてきており、他に類を見ない貴重な歴史・文化資産となっている。これらを活かしつつ、国営公園事業によって環境整備・管理を推進し、我が国を代表する歴史・文化資産の一層の保存・活用を図る。

【位置図】



【平城宮跡の現状】



基本計画の策定について

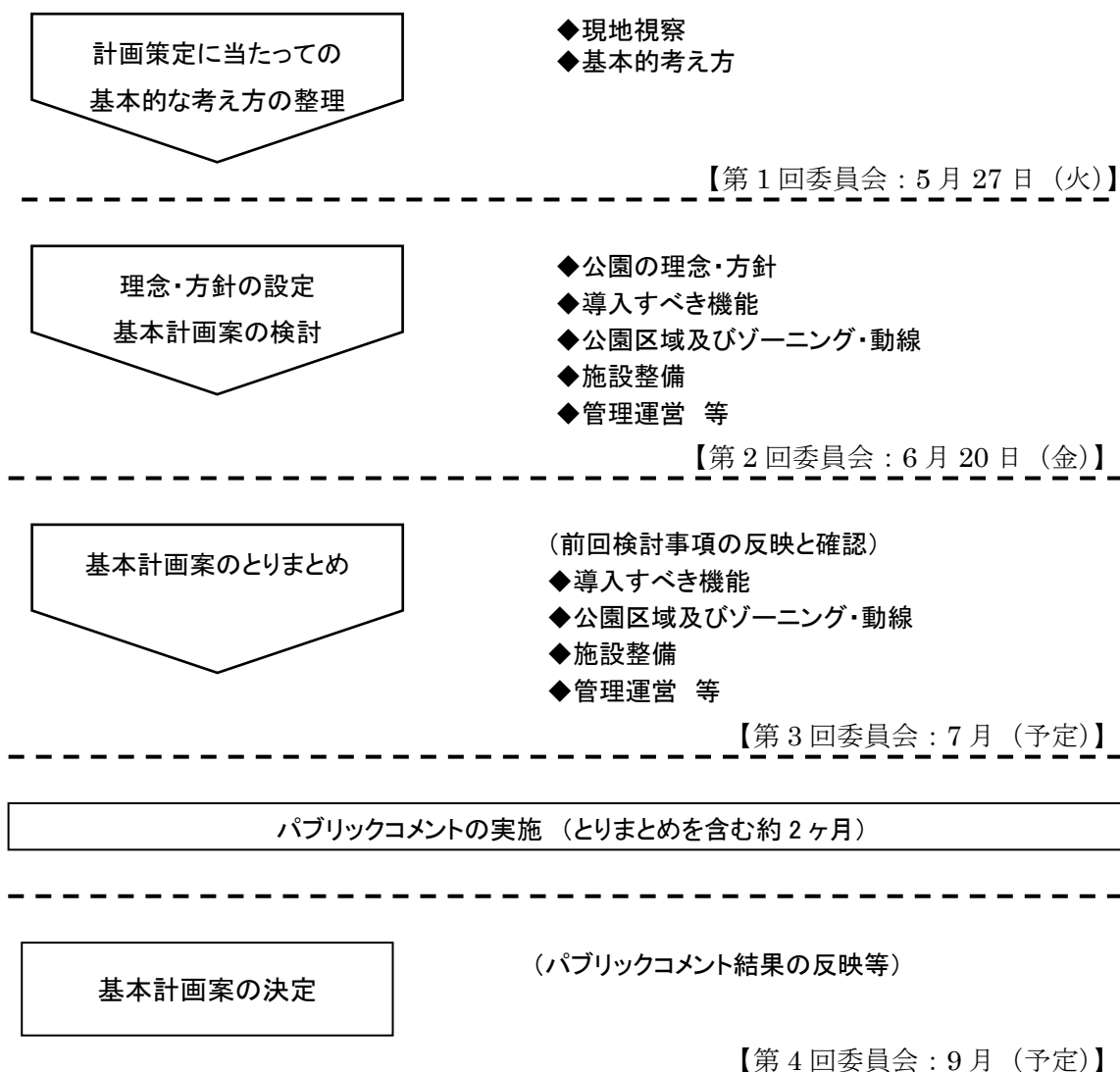
1. 実施内容

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）の整備を行うにあたり、歴史、文化、観光、公園計画等に係る学識経験者・有識者による委員会を設置し、以下内容の検討を行う。

なお、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）基本計画」は、文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」を踏まえて検討する。

- ① 公園整備の基本的な考え方及び整備方針を整理し、基本計画の方針を検討する。
- ② 平城宮跡区域（仮称）内でのゾーニング計画及び主要施設の役割・機能を検討する。
- ③ 整備計画の諸元を立案し、施設計画を検討する。
- ④ その他、必要な事項を検討する。

2. スケジュールと検討項目



【参考】国営公園について

1. 国営公園とは

「国営公園」とは国が維持管理する都市公園として国土交通大臣が設置するものであり、都市公園法上、イ号とロ号に分かれる（都市公園法第2条第1項第2号）。

（イ号）一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置されるもの

（ロ号）国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために、閣議の決定を経て設置されるもの

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）は、ロ号国営公園としての整備を予定している。

2. 国営公園の果たす役割

（1）都市公園の機能

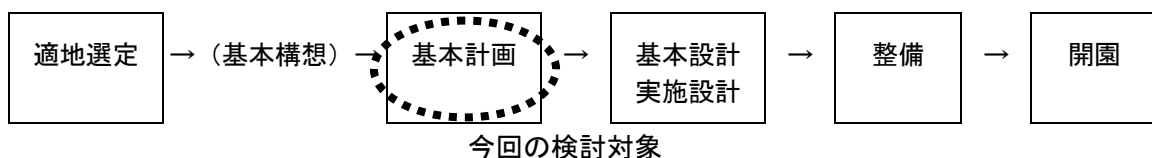
- ① 良好な都市環境を提供する。
- ② 都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る。
- ③ 市民の活動の場、憩いの場を形成する。
- ④ 豊かな地域づくり、地域の活性化に貢献する。

（2）国営公園の果たす役割

- ① 豊かさへの取り組み
- ② 環境の保全と創出
- ③ 歴史・文化の保存と継承
- ④ 地域づくりへの貢献
- ⑤ 先導的な技術開発
- ⑥ 効率的な事業展開

3. 国営公園の整備プロセス

国営公園の整備は先に述べた機能や役割をその公園が備えるとともに、管理運営においても来園者に対して一体的なサービスが提供されるように、立地条件や文化財等の調査結果を踏まえつつ、以下の段階的な検討を計画的に実施した上で整備が進められる。



- 基本計画：計画の方針及び導入施設の機能・概ねの配置及び規模を設定するとともに、景観、環境保全、管理運営方法等の検討を踏まえ、ゾーニング、動線配置等の公園の基本的な内容を設定する。
- 基本設計：基本計画に基づき、技術的及びデザインの・経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、主要施設の位置・形状、基盤施設、植栽等の概略の設計を行う。
- 実施設計（詳細設計）：基本設計で定めた設計の指針等に基づき、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性等の面から詳細な検討を行い、工事に必要な設計図書を作成する。

4. 全国の国営公園

(1) 整備状況

- ・国営公園は全国で17カ所あり、このうち、ロ号の国営公園は5カ所である。



※図の赤丸がイ号国営公園、青丸がロ号国営公園

(2) 開園面積及び利用者数

- ・平成18年度における国営公園開園面積は約2,410ha、入園者数は約2,992万人となっている。

